解説

不公正取引に関する課徴金事例集の 公表について ~内部者取引事案の現状~

証券取引等監視委員会事務局取引調査課課長補佐

金ヶ崎郁弘

証券取引等監視委員会事務局取引調査課国際取引等調査室課長補佐

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)は、平成25年8月8日に、「金融商品取引法における課徴金事例集~不公正取引編~」を公表した。証券監視委では、市場参加者に課徴金制度への理解を深めていただくため、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要について、事案ごとの特色などの説明を加えて取りまとめ、平成20年以降、毎年この時期に公表している。

今回の事例集は、課徴金制度についての理解を深めていただけるよう、「過去にバスケット条項に該当するとされた個別事例(5事例)」を掲載したほか、内部者取引の個別事例16事例について、大型公募増資に係る事例(5事例)とそれ以外の事例(11事例)に分けて掲載している。さらに、今回の事例集においては、事例の性質に応じて、不公正取引に関する課徴金事例集と開示規制違反に関する課徴金事例集の2冊に分けて公表することとした。本稿では、不公正取引に関する課徴金事例のうち、内部者取引に係る事案について、その特色と個別事例について説明する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りしておく。

1)内部者取引に対する課徴金 事案の特色

内部者取引に対する課徴金勧告の件数は、平成24年度において19件となり、平成17年4月の制度導入以降、直近の平成25年6月末までで144件(納付命令対象者ベース)となった。これまでの勧告事案から読み取れる内部者取引事案の傾向は、以下のとおりである。

(1) 勧告事案に係る重要事実の特徴

勧告した事案をみると、違反行為 に係る重要事実は多様化の傾向が続 いている(次頁表1参照)。平成24 年度は、「新株等発行」が6件と最 多数になっている。これは、リーマ ンショック後に集中した複数の大型 公募増資案件について、主幹事証券 会社の営業員等が重要事実の伝達を 受けた国内外のプロ投資家による内 部者取引に関するものである。次に、 「公開買付け」が5件、「業務提携・ 解消」、「業績予想等の修正」等が3 件ずつとなっている。また、課徴金 制度導入以降初めて、「新たな事業 の開始」を重要事実とする事案が勧 告されている。

(2) 違反行為者の属性

違反行為者は、会社関係者及び公 開買付者等関係者(以下「関係者」 という。)と、関係者から重要事実 の伝達を受けた者である、第一次情 報受領者(以下「情報受領者」とい う。)に大別できる。平成21年度以降、情報受領者が行った事案の件数が、関係者が行った事案の件数を上回る状況が続いている(63頁表2参照)。

平成24年度においては、19件の勧告事案全体のうち、情報受領者が行った事案は14件(法166条違反が9件、法167条違反が5件)であり、全体の7割を占めている。さらに、情報受領者が行った事案14件の属性を詳細にみると、取引先が7件とその半数を占めている。

(3) 内部者取引における情報伝達者 の属性

平成24年度においては、情報伝達 者14件(会社関係者が9件、公開買

(数1) 主女子天加助日内	1)6									
年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
新株等発行	2	3	3	1	4	6	3	6	1	29
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
株式分割	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
剰余金の配当	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
株式交換	0	0	0	2	2	2	0	0	0	6
合 併	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3
業務提携 • 解消	3	0	5	8	0	3	2	3	0	24
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
民事再生 • 会社更生	1	0	0	0	8	2	0	0	0	11
新たな事業の開始	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
損害の発生	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
業績予想等の修正	0	5	3	3	2	1	2	3	0	19

0

1

0

(0)

11

0

0

6 11

4

(0)

0

0

3

(0)

16

16

0

3 13

(0)

18

17

4

3

(1)

38

38

3

0

2

(0)(1)

21

20

2

7

19

15

3

0

5

(0)

22

19

11 7

34

4 | 155 4 | 144

1

1

(0)(2)

- (注1) 年度とは、当年4月~翌年3月をいう。ただし、平成25年度は6月末ま でである。
- (注2) 件数は、納付命令対象者ベースで計上している(以上、(表2)(表3) (表 4) において同じ)。
- (注3) 異なる種類の重要事実を知って違反行為を行った者については、重要事 実ごとに重複計上しているため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数は一 致しないものがある。

付者等関係者が5件)のうち、契約 締結者が11件と全体の8割弱を占め ている (64頁表3参照)。

(表 1)

バスケット条項

公開買付け

合 計

子会社に関する事実

年度別勧告件数

うち公開買付けに準ずるもの

重重重宝别新生状况

(4) 借名口座を用いた内部者取引の 状況

これまでの勧告事案において、借 名口座による取引は、内部者取引の 発覚を免れるため、親族や知人など から既設の口座を借り受けて行われ ることがあるが、違反行為に借名口 座が使用された件数は、平成24年度 において3件であり、平成17年4月 の制度導入以降、直近の平成25年6 月末までで144件中37件である(64 頁表 4 参照)。

(5) 証券会社等における情報管理

平成24年度においては、証券会社 が、本来、引受部門と営業部門の間

の情報障壁を設ける等、内部者取引 の防止に向け、厳格な法人関係情報 の管理が求められている中、証券会 社の社員により重要事実が伝達され、 内部者取引が行われた事例が複数み られた。

また、発行会社が社内に設置した 第三者委員会の関係者が職務に関し て知った重要事実を伝達したことに より内部者取引が行われたという事 例がみられた。64頁の「事例15」を 参照のこと。

(6) 大型公募増資に係る内部者取引 の状況

大型公募増資案件について、主幹 事証券会社等の営業員等から重要事 実の伝達を受けた国内外のプロ投資 家による内部者取引が行われていた

(表2) 行為者の属性別勧告状況

	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
	会社関係者	4	8	9	14	13	8	2	5	2	65
	発行会社役員	0	1	1	2	4	1	0	1	1	11
	取締役	0	1	1	*12	3	1	0	1	1	10
	監査役	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	発行会社社員	4	3	3	4	7	2	1	3	1	28
法	執行役員	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
1 6	部長等役席者	3	1	3	4	3	1	0	2	0	17
6	その他社員	1	2	0	0	4	0	1	1	1	10
条違反に係る行為者	発行会社	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3
反	契約締結者	0	2	4	8	2	5	1	1	0	23
に係	第三者割当	0	1	0	0	0	5	0	0	0	6
3	業務受託者	0	0	0	6	0	0	1	1	0	8
[行]	業務提携者	0	1	1	0	2	0	0	0	0	4
者	その他	0	0	3	$*^{1}2$	0	0	0	0	0	5
	第一次情報受領者	0	3	4	2	12	10	6	9	1	47
	取引先	0	0	1	$*^{2}$ 2	2	4	1	6	1	17
	親族	0	0	0	0	6	1	0	1	0	8
	友人•同僚	0	3	0	0	0	4	2	1	0	10
	その他	0	0	3	0	4	1	3	1	0	12
L	小 計	4	11	13	16	25	18	8	14	3	112
	公開買付者等関係者	0	0	0	1	4	0	1	0	0	6
	買付者役員	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	取締役	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監査役	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	買付者社員	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
法	執行役員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 6	部長等役席者	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
6 7 条違	その他社員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
余	契約締結者	0	0	0	0	3	0	1	0	0	4
反に	証券会社	0	0	0	0	*31	0	0	0	0	1
	公開買付対象者	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3
る	役 員	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
係る行為者	社 員	0	0	0	0	**31	0	1	0	0	2
者	その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	第一次情報受領者	0	0	3	2	9	2	6	5	1	28
	取引先	0	0	0	*22	0	0	3	1	0	6
	親族	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
	友人・同僚	0	0	3	0	8	1	2	3	1	18
	その他	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
<u></u>	小計	0	0	3	3	13	2	7	5	1	34
第一	3 (110 170 20 CE EE)	0	3	7	4	21	12	12	14	2	75
	合計 コーク 行为 老が 指数 の	4	11	16	19	38	20 22 th	15	19	4	146

- ※1 一の行為者が複数の違反行為を行っており、それぞれの属性に計上。
- ※2 一の行為者が複数の重要事実(会社重要事実・公開買付け事実)に基づき 違反行為を行っており、それぞれの属性に計上。
- ※3 公開買付対象者(証券会社)の社員が違反行為を行っており、それぞれの 属性に計上。

ことが複数の事案で判明し、平成23 年度に1件、平成24年度に6件の課 徴金納付命令勧告が行われた。

一連の事案をみると、情報伝達を 行った主幹事証券会社等は大手証券 会社であり、かつ、違反行為者には、 国内の投資運用業者等プロの投資家 が含まれていた。具体的な事例は、 下記の「事例 2 」を参照のこと。

2 個別事例の概要

今回の事例集においては、内部者取引に係る課徴金納付命令勧告事例を16事例掲載している。本稿では、そのうち、3事例を紹介する。

○ 事例 2 大型公募増資に係る内 部者取引事案(65頁図1参照)

違反行為者Zは、投資助言・代理業、投資運用業及び第二種金融商品取引業を行う会社であるが、投資一任契約に基づいて、ファンドの信託財産の運用を行っていた。当該投資一任契約に基づく信託財産の運用業者である違反行為者の社員Aにおいて、上場会社X社が株式の募集を行う決定をした旨の重要事実について、X社と株式引受契約の締結の交渉を行っていたY証券会社の社員Bから伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、X社株式を売り付けたものである。

本件において、情報伝達者Bは、 Y証券会社の営業部門の社員である が、Y証券会社が公募増資の引受け を行う可能性を示す情報に接してい るほか、Y証券会社の株式引受部門 の社員Cとのやり取りも踏まえ、X 社株式に係る公募増資が実施される ことを知ったものである。

(本事案について)

本事案では、証券会社の営業部門

(表3) 情報伝達者の属性別勧告状況

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	計
会社関係者(166条)	3	4	2	12	10	6	9	1	47
発行会社役員	2	0	1	4	2	2	0	1	12
取締役	2	0	*11	4	2	2	0	1	12
監査役	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発行会社社員	0	1	0	5	1	0	2	0	9
執行役員	0	0	0	1	0	0	0	0	1
部長等役席者	0	1	0	2	1	0	2	0	6
その他社員	0	0	0	2	0	0	0	0	2
契約締結者	1	3	1	3	7	4	7	0	26
引受証券会社	0	0	0	0	0	1	6	0	7
業務受託者	0	0	1	2	5	2	0	0	10
業務提携者	1	3	0	0	2	1	1	0	8
その他	0	0	0	1	0	0	0	0	1
公開買付者等関係者(167条)	0	3	2	9	2	6	5	1	28
買付者役員	0	1	0	0	1	0	1	0	3
取締役	0	1	0	0	1	0	1	0	3
監査役	0	0	0	0	0	0	0	0	0
買付者社員	0	0	0	2	0	2	0	1	5
執行役員	0	0	0	0	0	0	0	1	1
部長等役席者	0	0	0	0	0	2	0	0	2
その他社員	0	0	0	2	0	0	0	0	2
契約締結者	0	2	2	7	1	4	4	0	20
証券会社	0	0	0	$*^{2}$ 2	0	0	0	0	2
銀行	0	0	0	1	0	0	0	0	1
公開買付対象者	0	0	2	3	1	3	3	0	12
役員	0	0	*12	0	1	1	0	0	4
社員	0	0	0	*23	0	2	2	0	7
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合 計	3	7	4	21	12	12	14	2	75

- ※1 一の情報伝達者が一の行為者に複数の重要事実(会社重要事実・公開買付 け事実)を伝達しており、それぞれの属性に計上。
- ※ 2 公開買付対象者(証券会社)の社員が伝達を行っており、それぞれの属性 に計上。

(表4) 違反行為に使用された証券口座(借名取引の状況)

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
自己名義口座	4	8	13	9	28	17	10	15	3	107
借名口座	0	3	2	7	7	2	5	3	1	30
自己名義口座と借名口 座の両方を使用	0	0	1	1	3	1	0	1	0	7
合 計	4	11	16	17	38	20	15	19	4	144

の社員が、営業活動として、当該重 要事実をプロの大口顧客に提供して いたものである。本来、証券会社に おいては、引受部門と営業部門の間 の情報障壁(いわゆるチャイニーズ・ ウォール)を設ける等、内部者取引 の防止に向け、厳格な法人関係情報 の管理が求められている中、それが

機能せずに、証券会社の社員から情 報伝達が行われたものである。

○ 事例12 子会社の解散に係る内 部者取引事案(65頁図2参照)

上場会社A社の子会社B社の役員 である違反行為者は、B社が解散を 行うことについて決定した旨の重要 事実を、B社の他の役員から、その 職務に関して知った上で、当該重要 事実の公表前に、A社株式を売り付 けたものである。

本件において、違反行為者は、A 社の株式を、違反行為者の同族会社 名義の証券口座を利用して、電話に よる発注により売り付けたものであ る。

(本事案について)

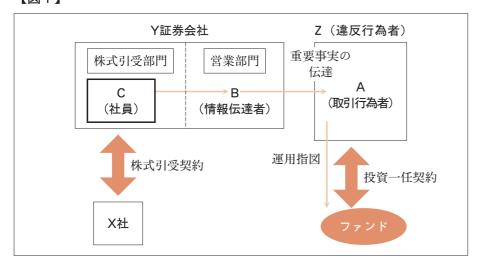
本事案では、上記のとおり、違反 行為者が、同族会社名義の証券口座 において、当該同族会社の計算にお いて売付けを行ったものであるが、 金融商品取引法においては、違反行 為者本人の自己の計算における売買 であることが課徴金を課す上での要 件であるところ、違反行為者が違反 行為者の同族会社の計算によって行っ た売買も、違反行為者本人の計算に おいて行った売買とみなされるため、 本件では、違反行為者本人に対して、 課徴金を課している。

○ 事例15 公開買付けに係る内部 者取引事案(65頁図3参照)

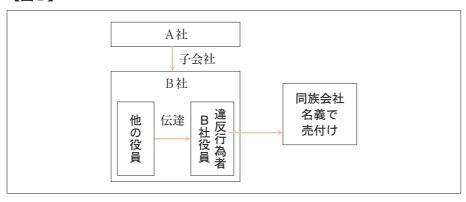
違反行為者は、A社による上場会 社B社に対する株式公開買付けを行 うことについて決定した旨の重要事 実について、B社が本件公開買付け に当たって設置した第三者委員会の 関係者であるCより伝達を受けなが ら、当該事実の公表前に、B社株式 を買い付けたものである。

Cは、B社の社内会議に出席した 際に、本件公開買付け事実を職務に

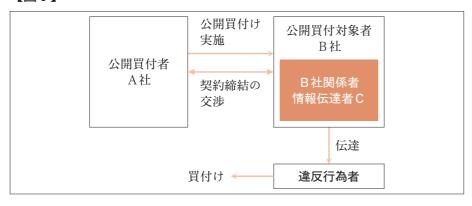
【図1】



【図2】



【図3】



関し知った。違反行為者は、Cと長 年の付き合いがあり、同人が違反行 為者を訪問した際に、本件公開買付 けの重要事実の伝達を受けたもので ある。

(本事案について)

本事案では、情報伝達者が本件公 開買付けに当たって設置した第三者

委員会の関係者であるという事例で ある。第三者委員会の関係者がその 職務の中で知った重要事実について は、その立場上、法令遵守意識を求 められるところ、外部の第三者に情 報提供を行い、当該第三者が内部者 取引を実施した事案である。

なお、これら事例の詳細について

は、証券監視委ウェブサイトに掲載 している事例集本体をご覧いただき たい。

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2 013/2013/20130808-2/01.pdf

3 】おわりに

公認会計士は、監査・会計の専門 家として、独立した立場において、 財務諸表その他の財務に関する情報 の信頼性を確保することにより、会 社等の公正な事業活動、投資者及び 債権者の保護等を図り、もって国民 経済の健全な発展に寄与することを 使命として業務を遂行する立場にあ り、高い職業倫理と法令遵守意識が 求められていることはご承知のとお りである。

そのため、公認会計士の皆様にお かれては、今回の事例集をぜひとも ご覧いただき、内部者取引等の違反 行為と最近の傾向等をご理解いただ いた上で日々の業務に当たられ、会 社役職員等に対して啓蒙・指導いた だくとともに、仮に、内部者取引等 を察知された場合には証券監視委に 通報いただく等、違反行為の未然防 止のためにご尽力いただくようお願 いする次第である。

- * 必須研修科目「職業倫理」研修 教材
- ※ 会計・監査ジャーナル10月号 「【解説】開示規制違反に係る課 徴金事例集の公表について」を 併読した場合に単位が付与され ます。

教材コード J010085 ← 研修コード 1001

履修単位 1単位